

綾部市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年3月28日

綾部市長 山崎善也

### 綾部市規則第3号

#### 綾部市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、綾部市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例（平成28年綾部市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特例許可の申請)

第2条 条例第8条第2項（第9条において準用する場合を含む。）に規定する特例許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、建築物等特例許可申請書（様式第1号）正副2通に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(特例許可の通知等)

第3条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、その適否を決定し、建築物等特例許可（不許可）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

建築物等特例許可申請書

建築物（工作物）の特例許可を受けたいので、綾部市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例施行規則第2条の規定により申請します。

なお、この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

綾部市長

様

申請者 住所又は所在地

氏名

㊞

（法人にあつては名称及び代表者氏名）

（電話 ）

|  |   |                |                |
|--|---|----------------|----------------|
| 建 築 主 等                                | 住所  |                |                |
|  | 氏名  |                |                |
| 代 理 者                                  | 住所  |                |                |
|  | 氏名  |                |                |
| 敷 地 の 位 置                              |   |                |                |
| 特定用途制限地域                               | <input type="checkbox"/> 田園居住地区 <input type="checkbox"/> 特定沿道地区   |                |                |
| 工 事 種 別                                | <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕<br><input type="checkbox"/> 大規模の模様替 |                |                |
| 主 要 用 途                                |   |                |                |
| 構 造                                    |   | 階 数            |                |
| 区 分                                    | 申 請 部 分   | 申 請 以 外 の 部 分  | 合 計            |
| 敷 地 面 積                                | m <sup>2</sup>  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
| 建 築（ 築 造 ） 面 積                         | m <sup>2</sup>  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
| 延 べ 面 積<br>（ 建 築（ 築 造 ）<br>面 積 の 合 計 ） | m <sup>2</sup>  | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
| 工 事 着 手 予 定 日                          | 年 月 日   |                |                |
| 工 事 完 了 予 定 日                          | 年 月 日   |                |                |
| 申 請 理 由                                |   |                |                |
| 添付書類                                   | (1) 付近見取図   (2) 配置図   (3) 各階平面図   (4) 求積図<br>(5) 2面以上の立面図   (6) 断面図   (7) 現況写真<br>(8) その他市長が必要と認める書類  |                |                |

第 号  
年 月 日

様

綾部市長

印

建築物等特例許可（不許可）通知書

年 月 日付けで申請のありました建築物（工作物）の特例許可の申請については、下記のとおり決定しましたので、綾部市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

記

|       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 許 可   | 1 建築又は築造場所<br>2 建築物若しくは工作物又はその部分の概要 |
| 不 許 可 | (理由)                                |

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）